

[事案 2021-17] 新契約無効請求

・令和4年4月11日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月に銀行を募集代理店として契約した2件の変額個人年金保険（契約①②）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)元本割れして損失の出るおそれがあること、手数料が毎年引かれることの説明がなかった。
- (2)預金のようなものだと思っており、生命保険であれば契約しなかった。
- (3)クーリング・オフ制度を知っていたら、キャンセルしていたと思う。
- (4)契約②については、契約①と同じ商品で、年金の支払開始を5年後とするものを依頼したが、全然違う内容だった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、いずれの契約についても、手数料が引かれること、中途解約時に一時払保険料を下回る可能性があること、クーリング・オフ制度があることについて、パンフレット、契約締結前交付書面を使用して説明している。
- (2)本契約が生命保険であることについては、「保険商品をご提案するにあたって」を使用して説明し、さらに意向確認書で「預金との違い」を説明しており、同書面には申立人が署名している。
- (3)申立人から、契約②も契約①と同じ商品で良いとの発言はなく、それぞれ申立人のニーズにもとづくものであった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集時に同席した上席取扱者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約①②の保険料は、合計して1,000万円（一時払）と高額なうえ、いずれもリスク性商品である変額個人年金保険である。上席取扱者によると、申立人は、預金に代わる良い商品を希望していたとのことであるが、申立人は契約時に75歳の高齢者であるところ、契約①は、1年後から毎年年金が支払われるものの、その金額は年15万円であり、一時払保険料相当額（500万円）を受け取るためには30年以上かかる計算となる。また、契約②の年金支払開始日は、申立人が90歳になってからである。
- (2)事情聴取において、上席取扱者は、申立人の保有する現預金は大体3,000万円ぐらいで、本契約の保険料は、その30%程度と認識していた旨陳述しているが、事前アンケートによ

れば、申立人の資産額は正確には「1,000万円超 3,000万円以内」とされており、資産が1千数百万円であった可能性もあった。

- (3) 以上を踏まえると、本契約が申立人にとって適合性のある商品であるかについては疑問を抱かざるを得ず、募集人が申立人の意向を適切に把握できていなかった可能性を否定できない。